

ふるさと納税について

1. おおむね方向性が一致している事項

項目	方向性	考え方
「ふるさと」の定義	「ふるさと」となる地方団体は限定しない。	・貢献・応援したいと思う「ふるさと」のイメージは人により様々。限定せずに、納税者の意思に任せるべき。
「税」か「寄附」か	「税」を分納する仕組みではなく、「寄附金」を税制上優遇する仕組み	・受益と負担の関係や強制性を本質とする租税の性質から「税」方式は困難 ・「寄附」であれば、納税者の思いを反映できる。
＜寄附金に対する税制上の優遇措置＞ 所得控除か税額控除か	税額控除方式	・寄附金と税制における優遇措置の関係が分かりやすい。 ・寄附金控除の効果を高めることが可能
寄附先となる団体 (都道府県・市区町村)	都道府県及び市区町村の双方を対象とする。 ※市区町村のみを対象とすべきとの考え方もあり。	・寄附者(納税者)の意思を尊重し、都道府県、市区町村のどちらに寄附した場合でも対象とすべき。 ・市町村名を知らないような寄附者(納税者)の便宜という点からも都道府県を対象としてもよいのではないか。
控除される税 (都道府県民税・市区町村民税)	都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比で控除	・寄附者(納税者)は、都道府県民税・市区町村民税のどちらを移すという意識は少ないのではないか。 ・実務上も、現行制度に準じた形で、控除することが簡便

2. さらに議論が必要な論点

(1) 税額控除の割合

論点1 寄附金額の全額とすべきか、一部とすべきか。

<全額にすべきとの考え方>

- ・「ふるさと納税」は、本来、「ふるさと」への税の移転の問題であり、納税者の負担を増加させるべきではない。
- ・便宜上、寄附税制を活用しているに過ぎず、寄附一般の理屈と同列に論ずるべきではない。

<一部とすべきとの考え方>

- ・寄附者の「志」を活かすには、持ち出しが必要
- ・持ち出しがあることは真剣に寄附先を考えることにつながる。

論点2 一部とする場合、水準をどう設定するか。

※これまでの議論では、寄附金額の8割程度との意見あり。

また、所得税も税額控除の対象とし、国、地方、寄附者それぞれが1：1：1負担するという考え方もあり得るとの意見もあり。

[留意点]

- 所得税の現行制度(所得控除)を前提として、全額又は一部控除とする場合、住民税における制度設計は技術的な検討を要する。(P9～11参照)
- 適用下限額との関係(現行制度は、適用下限額を超える寄附金部分のみが控除対象(P7参照))

(2)税額控除の上限額

論点1 上限額を設けるべきか。

<考え方>

- ・「地域社会の会費」という個人住民税の性格から一定割合に抑えるべき。

論点2 上限額の水準

<考え方>

- ・都市部の自治体への影響、公平性の観点から、上限は多すぎないようにすべき。

※これまでの議論では、住民税所得割の1割程度

論点3 「ふるさと納税」対象寄附金の上限額を超える寄附金の扱い

上限額を超える寄附が行われた場合、超える部分の金額について、住民税の優遇措置を講じるべきかどうか。

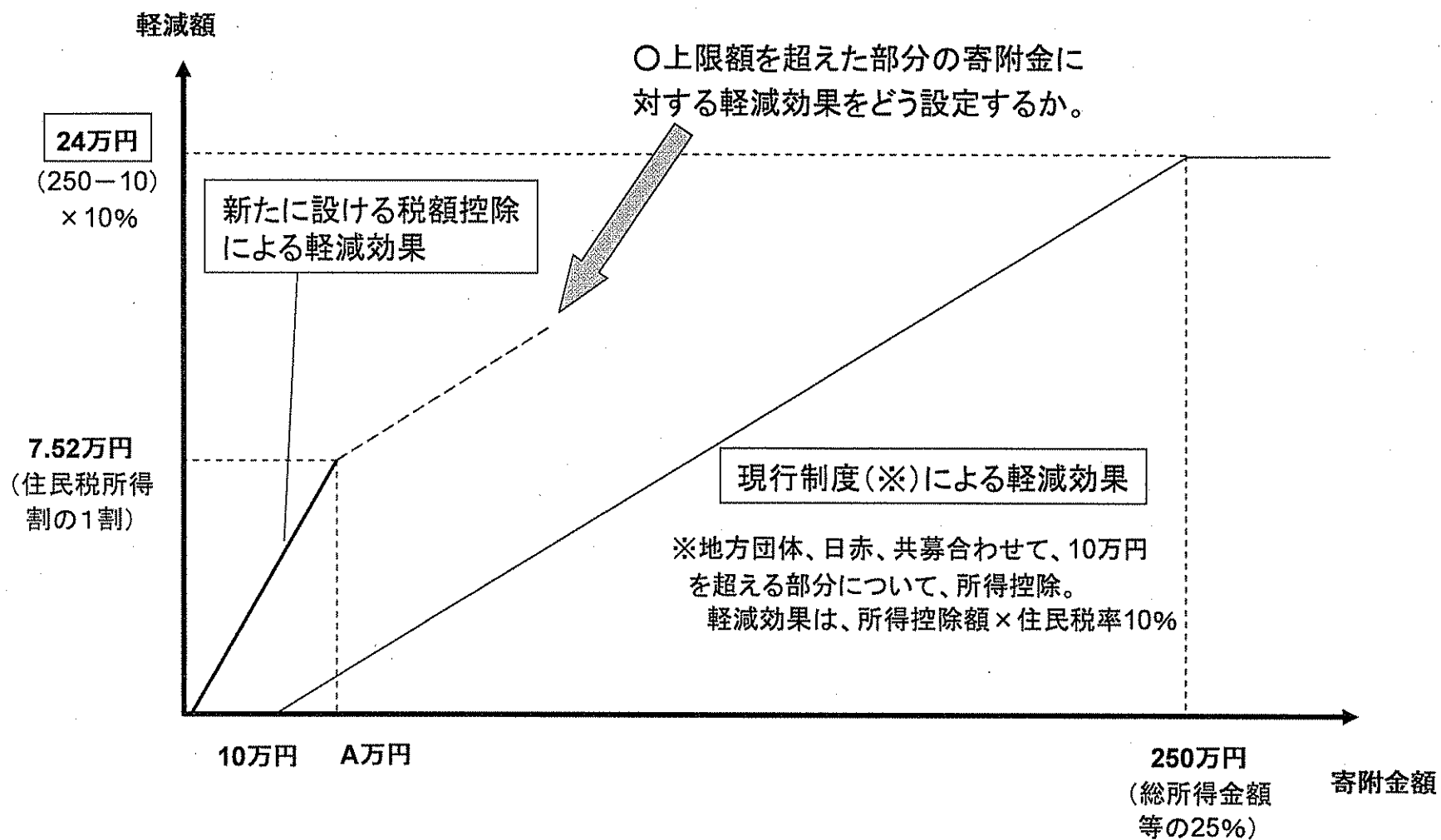
(考え方1)住民税における優遇措置の対象としない。

(考え方2)現行制度における寄附金控除適用の上限額(総所得金額等の25%)との関係を考慮し、税額控除の上限を超える部分は、これまでと同等程度の住民税の優遇措置(税額控除又は所得控除)を講じる。

※ 現行制度に加え、寄附金の一定額(例:優遇税額では住民税の上限額1割)までは、高率の優遇措置を導入する形となる。

(参考) 税額控除の上限額(住民税所得割の1割の場合)と現行制度の上限額の関係
 総所得金額等1,000万円、夫婦子2人(うち1人特定扶養)のケース

<上限額: 住民税所得割の1割、適用下限額: 5,000円とした場合の上限額のイメージ>



(3) 対象とする寄附金額の下限

論点1 下限額の水準

<所得税における適用下限額設定の考え方>

「寄附金控除の適用下限額については、少額の寄附金まで所得控除の対象とした場合には税務執行上煩雑となりかねないこと等の理由により設けられた」

(平成17年6月 政府税調「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」)

(参考1)

住民税の適用実績

- ・適用下限額 10万円
- ・対象団体 日本赤十字社支部、都道府県共同募金会、地方公共団体のみ
- ・寄附者数 6,196人、控除額 3,813百万円(平成18年度における適用状況)

所得税の適用実績

- ・適用下限額 5千円(適用実績の集計時は、1万円)
- ・対象団体 国、地方公共団体、指定寄附金、特定公益増進法人など、約20,000団体以上
- ・寄附者数 156,346人、控除額 26,889百万円(平成17年申告所得税標本調査より)

(参考2)

所得税における寄附金控除の適用下限額の変遷(次頁参照)

□ 寄附者(納税者)の利用しやすさ、税務執行上の煩雑さを勘案し、下限額はどの程度の水準とすべきか。

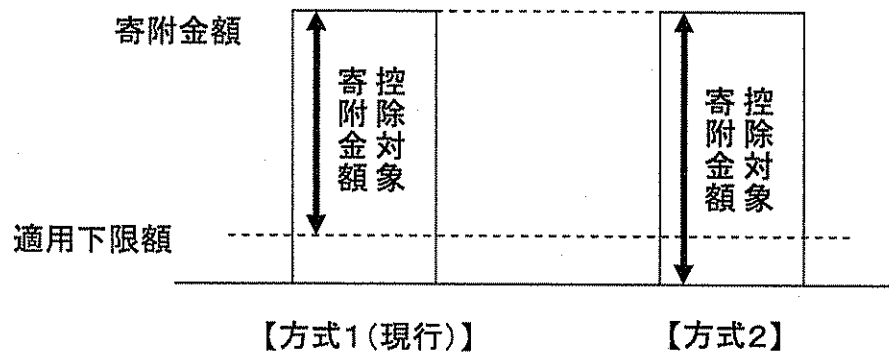
＜参考：所得税における寄附金控除制度の変遷＞

	方式	適用下限額	上限額
S37改正	『寄附金－適用下限額』の20%を税額控除	総所得金額等の3%又は30万円の少ない金額	総所得金額等の10%
S39改正	30%に引上げ	↓	20%に引上げ
S41改正	↓	↓	30%に引上げ
S42改正	所得控除に変更	総所得金額等の3%又は20万円の少ない金額	総所得金額等の15%
S43改正		総所得金額等の3%又は10万円の少ない金額	↓
S48改正		↓	25%に引上げ
S49改正		適用下限額を統合し、1万円に引下げ	↓
H17改正		↓	30%に引上げ
H18改正		5千円に引下げ	↓
H19改正	↓	↓	40%に引上げ
現行制度	所得控除	5千円	総所得金額等の40%

※個人住民税は、平成2年度創設(平成元年改正)、方式：所得控除、適用下限額：10万円、上限額：総所得金額等の25%

論点2 下限額以下の寄附金の取扱い

下限額以下の寄附金は控除対象とならないことについてどう考えるか。



【方式1(現行)】

一定の寄附金総額が、所得税は5千円、住民税は10万円を超える部分が所得控除対象

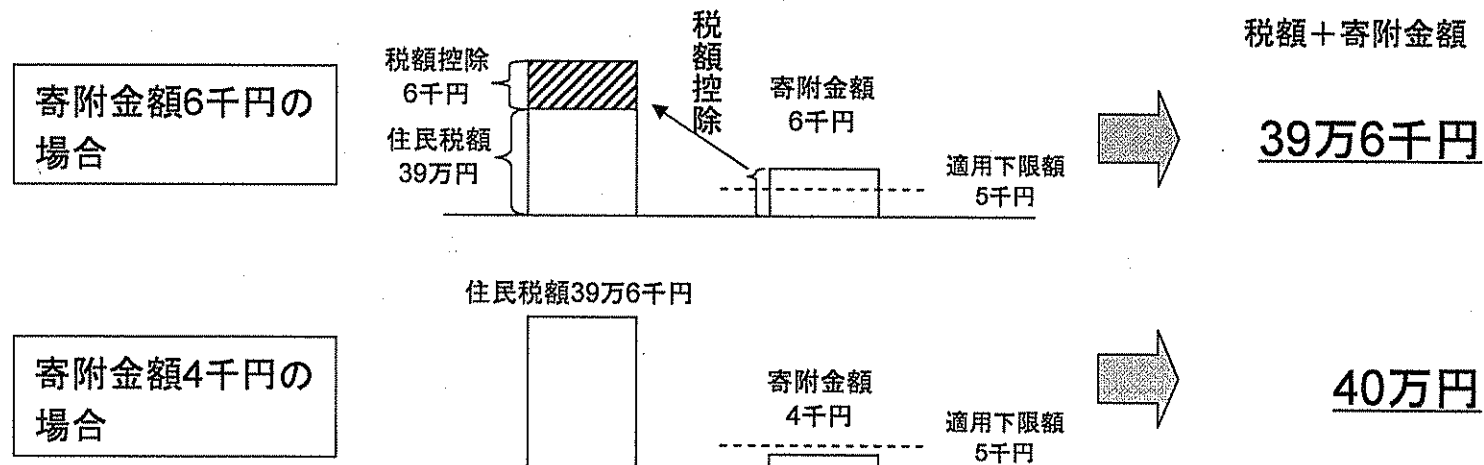
【方式2】

一定の寄附金総額が、適用下限額を超える場合、下限額以下の部分も含め、全額が控除対象

(留意点) 方式2とした場合、以下のような逆転現象が生じる。

(例) 下限額5,000円、全額住民税から控除、とした場合

給与収入800万円、総所得金額600万円、夫婦子2人(うち1人特定扶養)のケース



(4) 事務の簡素化として考えられる方法

所得税上の寄附金控除の適用を受けるには、いずれにせよ税務署への確定申告が必要であるが、住民税の寄附金控除の適用を受けようとする場合の申告手続や寄附を受け入れる手続について、例えば、以下のような簡素化は考えられないか。

① 申告手続の簡素化

※「ふるさと納税」制度の適用について簡易な申告手続を設け、申告書の様式についても簡素化する。

② 寄附を受け入れる手続の簡素化(寄附先の「見える化」)

※制度運用の改善方策として今後の検討課題

(5) 住民税と所得税の関係

論点1 住民税と所得税の双方から控除すべきか。

<考え方>

- ・「ふるさと納税」に係る国の責任等を考慮し、住民税と所得税の双方から控除すべき。
- ・住民税のみから控除するほうが分かりやすいという考え方もある。

論点2 双方から控除することとする場合の方式

<考え方>

- ・住民税と所得税合わせて寄附金額の全額又は一部(例:8割)の税額が軽減されるような仕組みとする。

① 所得税の現行制度を前提とする場合

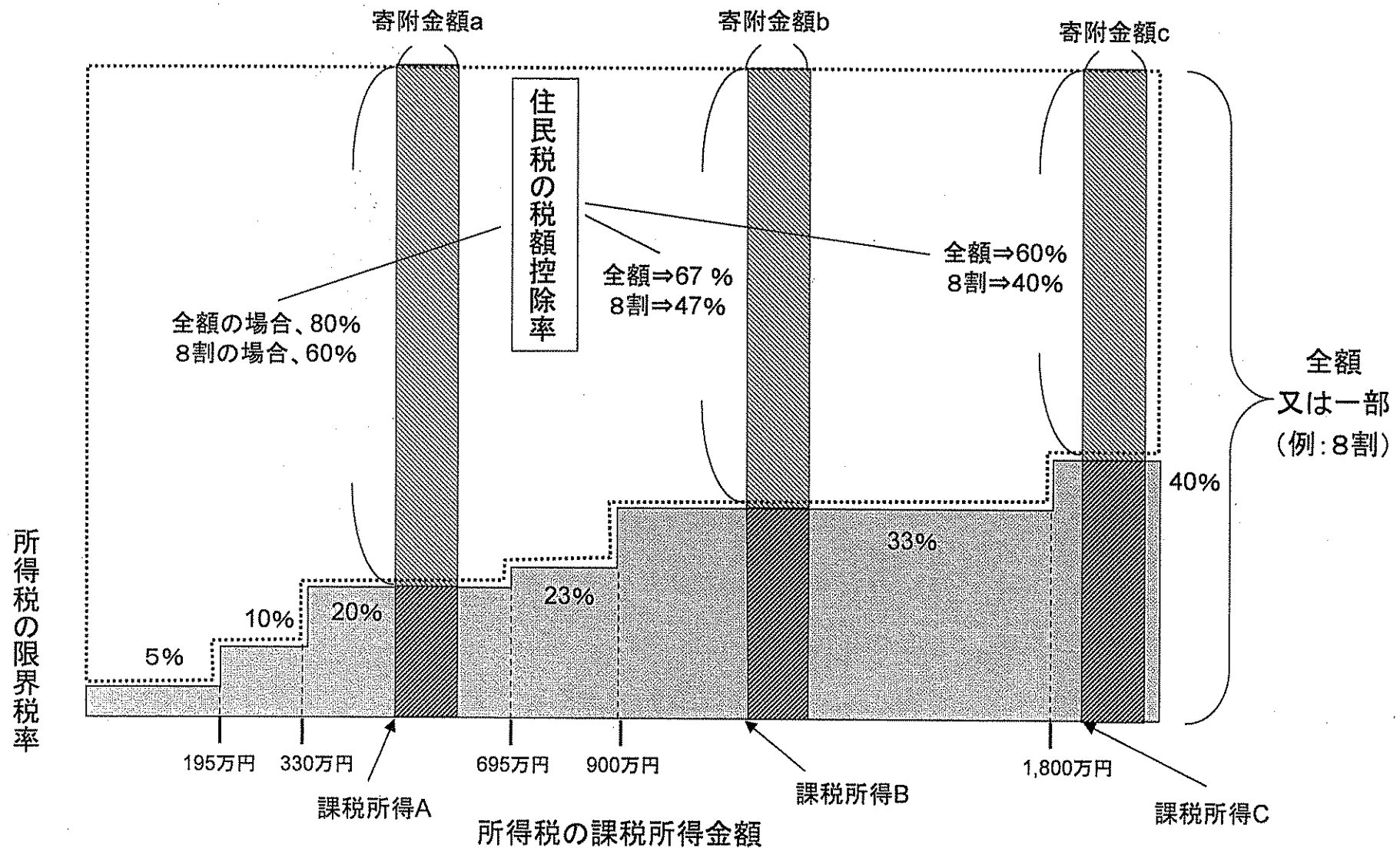
	方式	考え方
ア	○住民税:税額控除	・個々の納税者ごとに所得税における軽減税額を計算し、寄附金額(全額又は一部(例:8割))との差額を住民税から控除
イ	○所得税:所得控除(現行制度)	・住民税の軽減額を簡易に計算できるよう、一律に住民税の税額控除率を設定(例:6割)

② 所得税も税額控除制度に改組する場合

方式	考え方
○住民税:税額控除 ○所得税:税額控除(※制度改正が必要)	・住民税と所得税合わせて全額又は一部(例:8割)の税額が軽減されるように、それぞれから税額控除

□ 住民税と所得税それぞれの税額控除率の割合についてどう考えるか。

<方式①アのイメージ>



<方式①イのイメージ>

